平成２１年（フ）第２３１号
松江市上乃木２丁目18番12号　日昇宇賀ハイツ201号、前住所松江市西川津町700番地14
金先寮大山
債務者　中岡　　幸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９８１号
神奈川県相模原市上鶴間本町５丁目４番28―710号
債務者　宮越　藤男
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９３号
横浜市都筑区茅ケ崎東１丁目１番１―210号
債務者　別森　広隆
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３６号
横浜市青葉区新石川２丁目17番地７
債務者　雫　　倖河
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６８号
神奈川県藤沢市長後693番地の２　ビブレコモード102
債務者　中尾　惣治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２０４号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　市営勝田住宅37―102
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２０７号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目７番１―203号
債務者　古家　恒洋
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３１号
神奈川県藤沢市天神町３丁目26番地の１　グランドヒル天神305
債務者　佐藤　伸子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３２号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ13棟407号
債務者　木村　里奈
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３３号
横浜市南区永田北２丁目１番14号　大竹荘202
債務者　斎藤　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２４０号
横浜市南区永田東３丁目７番３―608号
債務者　涌波　千佳
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２４２号
神奈川県藤沢市石川４丁目35番地の19
債務者　浅見　直美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２４４号
横浜市港南区日野９丁目37番19号
債務者　中村　雄司
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５４号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目64番６―503号
債務者　清水　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９７９号
大阪市生野区中川２丁目19番14号
債務者　滝本ちあき
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２５号
大阪市浪速区大国３丁目１番22号　ドームシティ３Ｂ号
債務者　間片　利彦
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部